

ご遺族の方へ

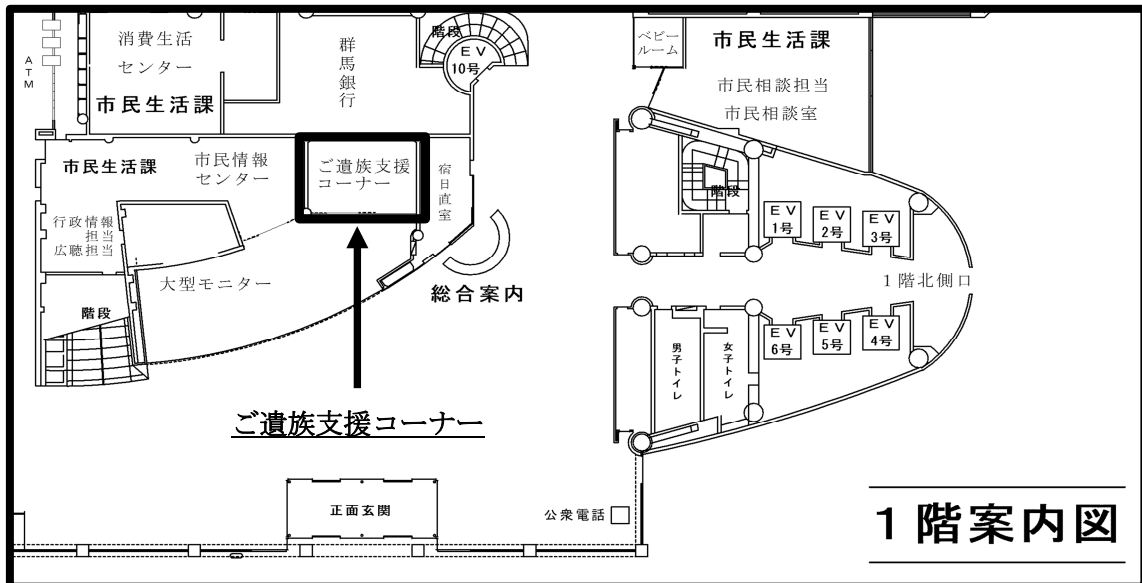
お手続きのご案内

高崎市役所本庁舎1階 ご遺族支援コーナー

☎ 027-321-1323

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

- ※ 事前にお電話等でご相談いただくと、スムーズにご案内できます。
- ※ 主に市役所に係るお手続きのご案内となります。
- ※ ご遺族支援コーナーで完了できない手続きに関しては、庁内の担当課をご案内させていただきます。時間に余裕をもってお越しください。
- ※ 亡くなられた方と来庁される方の続柄等により、お手続きができない場合があります。



高崎市 市民部 市民課

令和8年4月1日現在

ご遺族の方へ

ご親族のご不幸を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

今後、市役所内外で様々な申請や届出などの手続きが必要となってまいります。

高崎市は、ご遺族の負担を少しでも軽減できるよう『ご遺族支援コーナー』を設置し、必要な手続きのご案内や書類作成のお手伝いをさせていただきます。

お亡くなりになった方によって必要な手続きが異なりますので、本冊子をご一読いただき、ご利用ください。

高崎市

死亡届に伴う手続きについて

【市役所等の手続き】※ ご来庁時は、下記の必要なものに加えて来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

主な手続きの種類		手続きの内容	必要なもの等	手続き窓口
① 共通	世帯主の変更	・世帯主変更の手続き（同一世帯に残された世帯員が2名以上いて、いずれの方も15歳以上である場合）	委任状（別世帯の方が手続きする場合）	市民課 市役所1階7番 027-321-1232
	印鑑登録カード 住民基本台帳カード （マイナンバー） 通知カード 個人番号カード	・手続き及びカードの返納の必要はありません。 ※ 返納を希望する場合には、ご持参ください。		
	特別永住者証明書	・特別永住者証明書の返納	亡くなった方の特別永住者証明書	
	戸籍・住民票（除票）等の請求	・各種相続手続き等に必要戸籍（除籍）証明書、住民票（除票）等の請求	来庁される方の本人確認書類のほか、委任状（請求権の無い方が手続きする場合）や提出先からの通知文などの請求理由を明らかにする資料が必要になる場合があります。事前に右記までお問い合わせください。	市民課 市役所1階5番 027-321-1233
	税務証明・名寄帳等の請求	・評価通知（登記用）、評価証明、名寄帳、所得証明等の請求	請求者または委任者の相続関係がわかる戸籍証明書、委任状（相続人以外が請求する場合）	資産税課 市役所2階32番 027-321-1217
	パスポート	・有効旅券の返納	有効旅券、亡くなられたことが確認できる書類（戸籍証明書、死亡診断書・死亡届の写しなど）、届出人と亡くなられた方の続柄がわかる戸籍証明書等	パスポートセンター （高崎駅内） 027-323-1555
② 健康保険	国民健康保険 後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書、資格情報のお知らせの返納 ・限度額適用認定証等の返納 ・資格喪失の手続き ・葬祭費の請求 ・送付先の申請 など 	資格確認書、資格情報のお知らせまたは限度額適用認定証等のいずれかの亡くなった方が交付を受けていたものが必要となります。なお、国民健康保険の場合は、亡くなった方が世帯主だったときは、世帯全員のものが必要となります。亡くなった方と喪主の方がわかるもの（会葬礼状、葬儀社の領収書等）、喪主の方の通帳、喪主の本人確認書類、委任状（①喪主以外の方が申請する場合②喪主以外の口座へ振り込みを希望する場合）が必要となります。※その他の書類が必要となる場合があります。ご不明な点があれば、右記までお問い合わせください。	保険年金課 （国担当） 市役所1階8番 027-321-1236 （資格賦課担当） 市役所1階9番 027-321-1235 （医療給付担当） 市役所1階10番 027-321-1237
		・高額療養費の申請 など	相続人であることがわかる戸籍証明書等、申立人の振込み口座の通帳、委任状（相続人以外が申請する場合）など	
	社会保険・共済組合等	・会社や組合の保険担当の方にお問い合わせください。		
	高齢者医療費助成（68歳・69歳で市民税非課税世帯の方）	・高齢者医療費受給資格者証の返納	高齢者医療費受給資格者証	保険年金課（医療給付担当） 市役所1階10番 027-321-1237

【市役所等の手続き】※ ご来庁時は、下記の必要なものに加えて来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

主な手続きの種類		手続きの内容	必要なもの等	手続き窓口
③ 年金	国民年金		年金の受給状況・加入状況・世帯状況等により、必要となるものが異なりますので、右記までお問い合わせください。	保険年金課（年金担当） 市役所1階15番 027-321-1238
	厚生年金・共済年金・企業年金等	・未支給年金、一時金、遺族年金、寡婦年金の請求手続き等	年金の受給状況・加入状況・世帯状況等により、必要となるものや手続き窓口が異なりますので、下記までお問い合わせください。 【年金を受給していた方】 年金支給はがき等に記載されている連絡先 【年金に加入中だった方】 会社等の年金担当者の方 または、 <u>ねんきんダイヤル：0570-05-1165（ナビダイヤル）</u> にお問い合わせください。	
	農業者年金	・未支給年金、一時金の請求等	農業者年金証書、亡くなられたことがわかる戸籍証明書、請求者の戸籍証明書、請求者の預金通帳、認印	最寄りのJA
	議員年金	・受給権消滅等の手続き ・遺族年金の請求	議員年金の受給状況・世帯状況等により、必要となるものが異なりますので、右記までお問い合わせください。	議会事務局 市役所議会棟3階 027-321-1280
④ 高齢者・ 介護	介護保険 （65歳以上の方、介護認定を受けている方、認定申請中の方）	・被保険者証等の返納 ・送付先の申請 ・高額介護サービス費の給付口座の変更 など ・高額介護予防サービス費相当の給付口座の変更 など	被保険者証等、申請者の通帳 など	介護保険課 市役所2階25番 027-321-1250
	高齢者配食サービス	・利用の停止		長寿社会課 市役所2階21番 027-321-1319
	市県民税	・相続人代表者指定届	市県民税は1月1日に高崎市に住民登録のある方の前年の所得に対して課税されます。納税義務者が亡くなった場合、代わって納付していただく方の届出が必要です。右記へ直接または郵送にてご提出ください。	市民税課 市役所2階28番 027-321-1218
⑤ 市税	固定資産税 （土地・家屋・償却資産）	・相続人代表者届	（後日、死亡届の届出人宛に、案内通知が送付されます。）相続登記、遺産分割協議の前後により、必要書類が異なります。詳細は右記にお問い合わせください。	資産税課 （管理償却資産担当） 市役所2階31番 027-321-1222
		・償却資産の申告（廃業等の申告）	亡くなった方が事業を営んでいて事業用の資産（太陽光発電設備を含む）を所有していた場合は、右記にお問い合わせください。	
		・未登記家屋の所有者変更	相続人の印鑑証明書、相続関係がわかる戸籍証明書、遺産分割協議書の写し など 詳細は右記にお問い合わせください。	資産税課 （土地家屋担当） 市役所2階30番 027-321-1220
口座振替 納税相談	・亡くなった方の口座から市税等を口座振替していた場合は、口座の変更、廃止等が必要となります。振替口座の変更は金融機関で行っていただきますが、お手続きには、預金通帳、通帳の届出印が必要です。（固定資産税の振替口座を変更する場合は納税通知書も必要です。） ・亡くなった方の課税状況を確認し、今後の納税のご案内をさせていただきます。また、税金や保険料の還付金が発生している場合は、還付金の受給手続きもご案内させていただきます。		納税課 市役所2階35番 027-321-1216 市役所2階34番 027-321-1223	

【市役所等の手続き】※ ご来庁時は、下記の必要なものに加えて来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

主な手続きの種類		手続きの内容	必要なもの等	手続き窓口
⑥ 資産	区画整理地区内の土地	・仮換地、保留地に係る変更届	【仮換地】登記事項証明書 ※相続登記後の手続きとなります。 【保留地】遺産分割協議書の写し、相続人の印鑑証明書、収入印紙など	区画整理課 市役所10階 027-321-1275
	農地の相続 農業経営主の変更	・農地台帳上の所有者の変更 ・農業経営主の名義変更	【農地の所有者変更】 相続登記完了証の写し ※相続登記後の手続きとなります。	農業委員会事務局 市役所14階 027-321-1299
	森林の相続	・森林の所有者変更 (地域森林計画区域内の森林)	登記事項証明書、土地の位置図 ※相続登記後の手続きとなります。	農林課 市役所14階 027-321-1261
	墓所 八幡（はちまん）霊園	・墓所使用権の承継届	永代使用許可証、相続人であることがわかる戸籍証明書、新たに使用者となる方の住民票（本籍記載のもの）	八幡霊園管理事務所 027-343-3000
	指定文化財、史跡など	・所有者の変更	指定書 など	文化財保護課 市役所15階 027-321-1292
	原動機付自転車（125cc以下） ・小型特殊自動車	・名義変更または廃車の手続	（後日、相続人宛に、案内通知が送付されます。） ナンバープレート、標識交付証明書、相続関係が確認できる戸籍証明書 など 詳細は右記にお問い合わせください。	資産税課 市役所2階33番 027-321-1217
⑦ 子ども	福祉医療費助成（子ども・ひとり親家庭等）	・福祉医療費受給資格者証の返納	福祉医療費受給資格者証	保険年金課 市役所1階10番 027-321-1237
	児童手当・児童扶養手当・ 特別児童扶養手当 （支給対象児または受給者）	（支給対象児） ・資格喪失・額改定 （受給者） ・未払手当請求、認定請求 など	（受給者が亡くなられた場合） 新たな保護者の健康保険情報が確認できるもの・通帳、児童名義の通帳など ※児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給に必要な書類については、右記までお問い合わせください。	こども家庭課 市役所1階13番 027-321-1247
	交通遺児手当 （中学3年生までの児童を養育している者が交通事故で亡くなった場合）	・認定申請	死亡に係る交通事故を証する書面 ※今後児童を養育する方に対して支給されます。	
	保育所（園）・認定こども園 （在園中もしくは入所申込中の方）	・世帯状況の変更手続き ・退園手続き ・入所申込の取下手続き	詳細は右記にお問い合わせください。	保育課 市役所1階12番 027-321-1246
	妊婦健康診査・新生児聴覚検査受診料の助成	・県外の医療機関で受診した場合の費用の助成申請	母子健康手帳、妊婦検診受診票、使用後の受診票、検診日の領収書の写し、通帳 など	健康課 総合保健センター4階 027-381-6113
	就学援助制度	・受給者の振込み口座の変更	ご家族の状況等により、必要となる書類が異なります。 詳細は右記にお問い合わせください。	教職員課 市役所16階 027-321-1298

【市役所等の手続き】※ ご来庁時は、下記の必要なものに加えて来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

主な手続きの種類		手続きの内容	必要なもの等	手続き窓口
⑧ 障害福祉	各種障害などの手帳	・手帳等の返納	身体障害者手帳・療育手帳	障害福祉課 市役所1階3番 027-321-1245
			精神障害者保健福祉手帳	障害福祉課 市役所1階3番 027-321-1358
	自立支援医療	・受給者証の返納	自立支援医療受給者証（精神通院） 自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療）	障害福祉課 市役所1階3番 027-321-1245
	各障害者手当・ 見舞金等の受給者	・死亡届、資格喪失届 ・未支給分請求 など	通帳の写し	
	おむつ給付サービス・ 救済システムの利用者	・利用中止		
	おもいやり駐車場利用証	・利用証の返納	利用証	
	心身障害者扶養共済制度	・年金給付申請 ・弔慰金申請 ・管理者変更 など	加入者（保護者）、年金管理者、受給権者のどなたがお亡くなりになったかで、必要書類が異なります。右記までお問い合わせください。	障害者支援SOSセンター 総合保健センター2階 027-325-0111
福祉医療費助成 （重度心身障害者）	・福祉医療費受給資格者証の返納	福祉医療費受給資格者証	保険年金課 市役所1階10番 027-321-1237	
⑨ 住居	市営住宅に入居中の方	・名義人変更（承継）手続 ・返還手続 など	家族状況、お手続きの種類により、必要となるものが異なります。右記までお問い合わせください。	群馬県住宅供給公社高崎支所 市役所9階 027-321-1267
	県営住宅に入居中の方	・名義人変更（承継）手続 ・返還手続 など	家族状況、お手続きの種類により、必要となるものが異なります。右記までお問い合わせください。	群馬県住宅供給公社 本社（住宅公社ビル） 027-223-5811
	遺品の整理や片付け等で出た 廃棄物の処理	・クリーンセンターへの持込み （有料。ただし100kg以下は無 料。）	持込みできるのは同居の家族もしくは親族です。 運転免許証等、市内の住所が確認できるもの 右記までお問い合わせください。	高浜クリーンセンター 027-344-2530 新町クリーンステーション 0274-42-3102 吉井クリーンセンター 027-387-7902
		・多量廃棄物の収集運搬サービス （有料）	多量廃棄物の処理やリサイクル対象家電、パソコン等の 処理については、右記にお問い合わせください。	一般廃棄物対策課 027-321-1253 清掃管理課 027-323-0972
	高齢者ごみ出しSOSをご利用 中の方	・廃止の手続き など		一般廃棄物対策課 027-321-1253
	高齢者世帯買い物SOSをご利用 中の方	・登録抹消の手続き		保健医療総務課 総合保健センター4階 027-381-6111
道路占用者、法定外公共物占 用者	・道、水路等の占用許可の承継届 ・法定外公共物（里道、水路）の占 用許可の承継届 など	登記事項証明書の写し ※相続登記後の手続きとなります。	管理課 市役所8階 027-321-1264	

【市役所等の手続き】※ ご来庁時は、下記の必要なものに加えて来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

主な手続きの種類		手続きの内容	必要なもの等	手続き窓口
⑨ 住居	水道料金	<ul style="list-style-type: none"> • 使用者の変更 • 使用の中止 	右記までお問い合わせください。	水道局料金課（料金担当） 市役所1階11番 027-321-1283
	給水装置	<ul style="list-style-type: none"> • 所有者の変更 	メーター番号がわかるもの ※使用水量のお知らせ（検針票）、納入通知書（納付書）	
	下水のみ水栓（井戸水、湧水）を利用されている方	<ul style="list-style-type: none"> • 所有者の変更 	右記までお問い合わせください。	給排水受付窓口 市役所18階 027-321-1285
⑩ 保健所の 手続き	以下の医療関係等従事者の方 医師、歯科医師、保健師、助産師、（准）看護師、放射線技師等、療法士・訓練士等、栄養士・調理師等、薬剤師、クリーニング師 など	<ul style="list-style-type: none"> • 医籍登録等の抹消手続き など 	亡くなった方の戸籍証明書 （医療等）免許証	保健医療総務課 総合保健センター4階 027-381-6111
	以下の事業所等を営んでいる方 病院、診療所、施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復）、薬局、医薬品販売業（店舗、卸）、毒物劇物販売業、医療機器販売業、毒物劇物業務取扱者（電気めっき業、毒物劇物運送業）	<ul style="list-style-type: none"> • 廃止届、現在数量届 など 	許可証 など 右記にお問い合わせください。	
	以下の受給者証をお持ちの方 特定医療費（指定難病）、小児慢性特定疾病医療費、特定疾患医療、先天性血液凝固因子障害等医療、肝炎治療費	<ul style="list-style-type: none"> • 受給者証の返納 • 中止届 	受給者証 など 右記にお問い合わせください。	保健予防課 総合保健センター4階 027-381-6112
	難病患者見舞金を受給されている方	<ul style="list-style-type: none"> • 未支給金の振込み口座の変更（故人が口座名義人となっていた場合） 	振込み口座の通帳	
	飼い犬	<ul style="list-style-type: none"> • 飼い主（所有者）の変更 	右記までお問い合わせください。	生活衛生課 総合保健センター4階 027-381-6116
	（市内施設における） 旅館業経営者 理容所・美容所開設者 クリーニング所開設者 公衆浴場経営者 動物取扱業を営む者 興行場経営者	<ul style="list-style-type: none"> • 承継届、廃止届 など 	戸籍証明書、相続人の同意書 など ※業種、届出種別により、必要となるものが異なります。右記までお問い合わせください。	生活衛生課 総合保健センター4階 027-381-6116
（市内施設における） 食品営業者 食品衛生責任者 丸ふぐ取扱者 給食施設の設置者、栄養士 など	<ul style="list-style-type: none"> • 承継届、廃業届 など 	食品営業許可書、営業届出済証、戸籍証明書、相続人の同意書 など ※業種、届出種別により、必要となるものが異なります。右記までお問い合わせください。		

【市役所以外の手続き】※ お手続きの際は、下記の必要なものに加えて来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

主な手続きの種類		手続きの内容	必要なもの等	お問い合わせ先
⑪ 共通	運転免許証	・運転免許証の返納	亡くなった方の運転免許証、亡くなったことを証する書類等 右記にお問い合わせください。	高崎交通安全協会 027-361-1101 総合交通センター 027-253-9300
	在留カード	・在留カードの返納	亡くなった方の在留カード、亡くなったことを証する書類等 右記にお問い合わせください。	東京出入国在留管理局 高崎出張所 027-328-1154
	遺言書	・検認・開封	右記にお問い合わせください。	前橋家庭裁判所 高崎支部 027-322-3613
	相続放棄・限定承認	・相続放棄の申述 ・限定承認の申述（相続人全員の合意が必要です）	相続を知った日から3カ月以内に、亡くなった方の住所地の家庭裁判所への申立が必要です。 右記にお問い合わせください。	
⑫ 国税	相続税・所得税	・相続税の申告が必要な場合がありますので、税務署にご相談ください。 ・死亡した年の収入の申告（準確定申告）が必要な場合があります。	高崎税務署 027-322-4711	
⑬ 資産関連	不動産（土地・家屋）の相続登記の申請	・亡くなった方の土地・建物を相続する方は、土地・建物を所管する法務局に相続登記の申請をする必要があります。申請には、戸籍（除籍）証明書、相続する人の住民票、遺産分割協議書、法定相続人全員の印鑑登録証明書、遺言書、固定資産評価通知書などが必要となります。詳しくは法務局に直接ご相談ください。		前橋地方法務局 高崎支局 027-322-9246
	二輪の軽自動車（126cc～250cc） 普通自動車 小型二輪車（251cc以上）	・親族への名義変更の手続 ・車検証（軽自動車届出済証）の返納	車検証の原本、戸籍（除籍）証明書、印鑑等 相続の状況により必要となる書類が異なりますので、詳しくは右記にお問い合わせください。	群馬運輸支局 050-5540-2021 (サービスコード037)
	軽自動車（三輪・四輪）	・親族への名義変更の手続 ・車検証の返納	・自動車検査証記入申請書・自動車検査証の原本 ・新たな使用者の住所を証する書面（マイナンバーの記載がなく、発行から3カ月以内のもの） ・死亡の記載があり、死亡者と親族との関係が分かる戸籍証明書等 ・管轄が変わる場合はナンバープレート ・その他、内容に応じて異なりますので、詳しくは右記にお問い合わせください。 親族の方への名義変更後、車検証返納の申請を行う必要があります。 詳しくは右記にお問い合わせください。	軽自動車検査協会 050-3816-3109

【市役所以外の手続き】※ お手続きの際は、下記の必要なものに加えて来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

主な手続きの種類		手続きの内容	必要なもの等	お問い合わせ先
⑭ 障害福祉	自動車税減免	・該当しなくなった旨の届出	右記にお問い合わせください。	自動車税事務所 027-263-4343
	有料道路割引（ETC）	・利用の停止	「障害者割引ETC利用登録削除依頼書」の提出が必要です。依頼書の用紙は市役所障害福祉課（3番窓口）にあります。提出方法は以下のとおりです。 郵送の場合：〒222-8666 有料道路ETC割引登録係 宛 FAXの場合：045-474-1110	有料道路ETC割引登録係 045-477-1233
	NHK受信料	・解約（一人世帯） ・名義変更、障害者割引の停止（同一世帯に残された世帯員がいる場合）	右記にお問合わせください。	NHK前橋放送局営業部 027-251-1714
⑮ その他	預金口座	・解約・払い戻し	金融機関にお問い合わせください。	
	株式等	・名義変更 ・解約・払い戻し	証券会社等にお問い合わせください。	
	電気・ガス・（携帯）電話・インターネットなど	・名義変更、解約 など	領収書等に記載されている契約会社にお問い合わせください。	
	クレジットカード	・失効手続き等	クレジット会社にお問い合わせください。	
	生命保険等	・死亡保険金の請求 ・入院給付金の請求 等	加入している生命保険会社にお問い合わせください。	

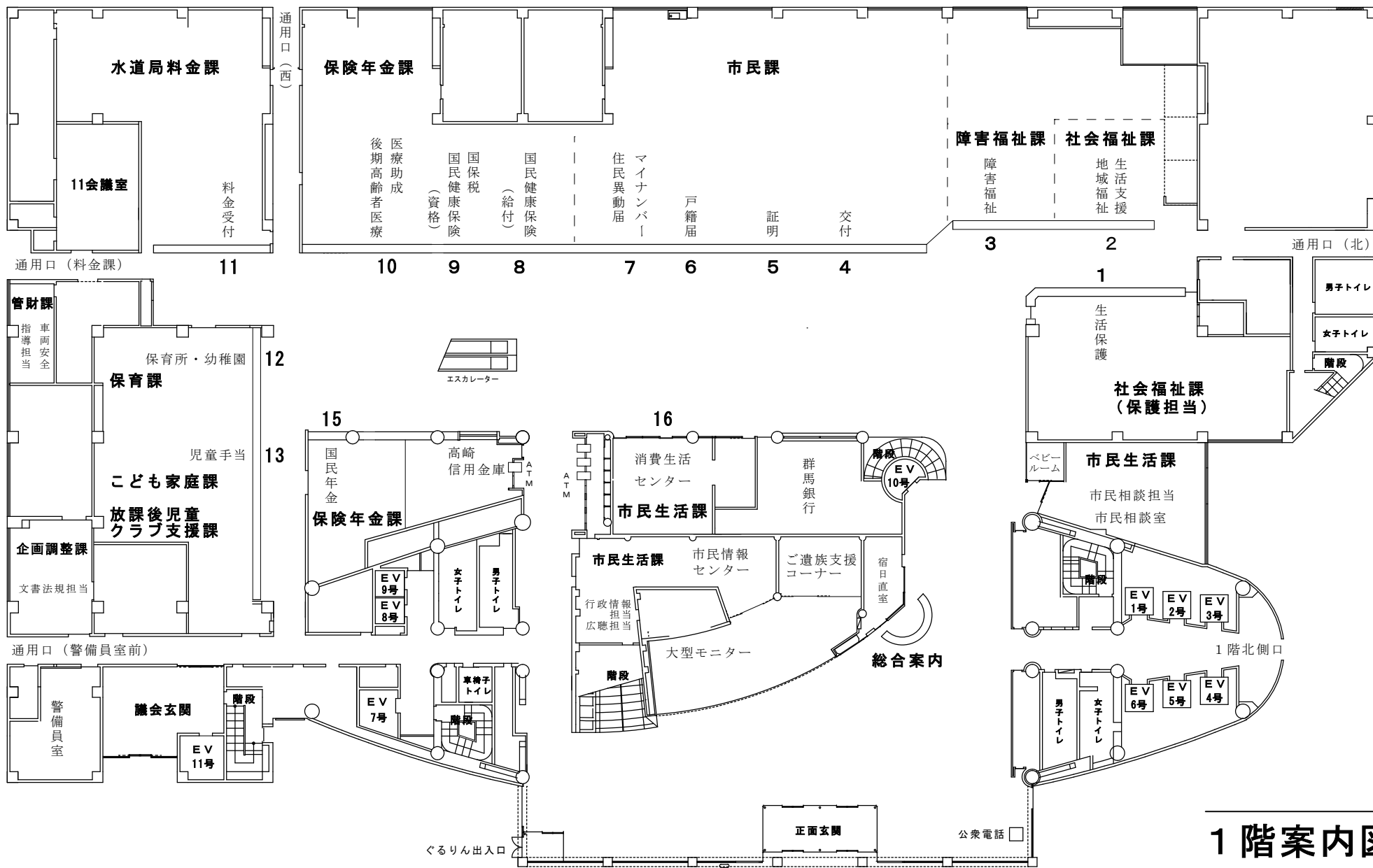
手続きに必要な証明書等について

○手続きに必要な書類の中には市役所で請求、取得できるもの（戸籍、住民票、税に関する証明書等）があるため、各手続先（契約会社等）にお問い合わせいただくから市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。亡くなった方と請求者の続柄等により、各証明書（戸籍、住民票、税に関する証明書等）の請求の際にご用意いただく書類が異なりますので、事前に①の請求窓口へお問い合わせください。

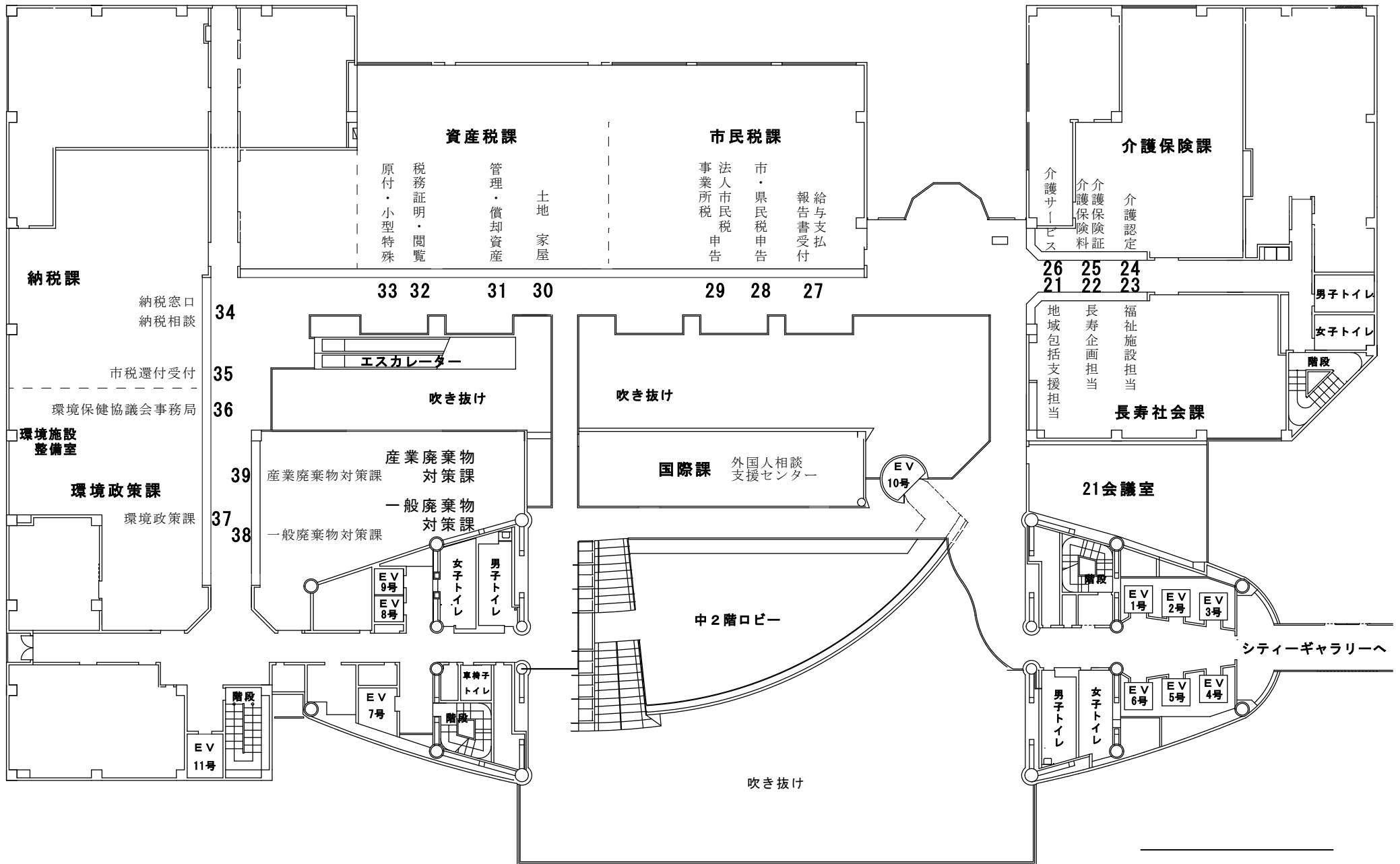
○戸籍証明書等については、申出により原本を返却してもらえる場合がありますので、各手続先（契約会社等）にご確認ください。

○戸籍（除籍）証明書、住民票（除票）、相続人の印鑑登録証明書は、本庁市民課（5番窓口）のほか、各支所市民福祉課および各市民サービスセンターでもご請求いただけます。

（相続人の印鑑登録証明書の請求には、相続人の印鑑登録カードの提示が必要です。また、亡くなった方の印鑑登録証明書は、発行できません。）

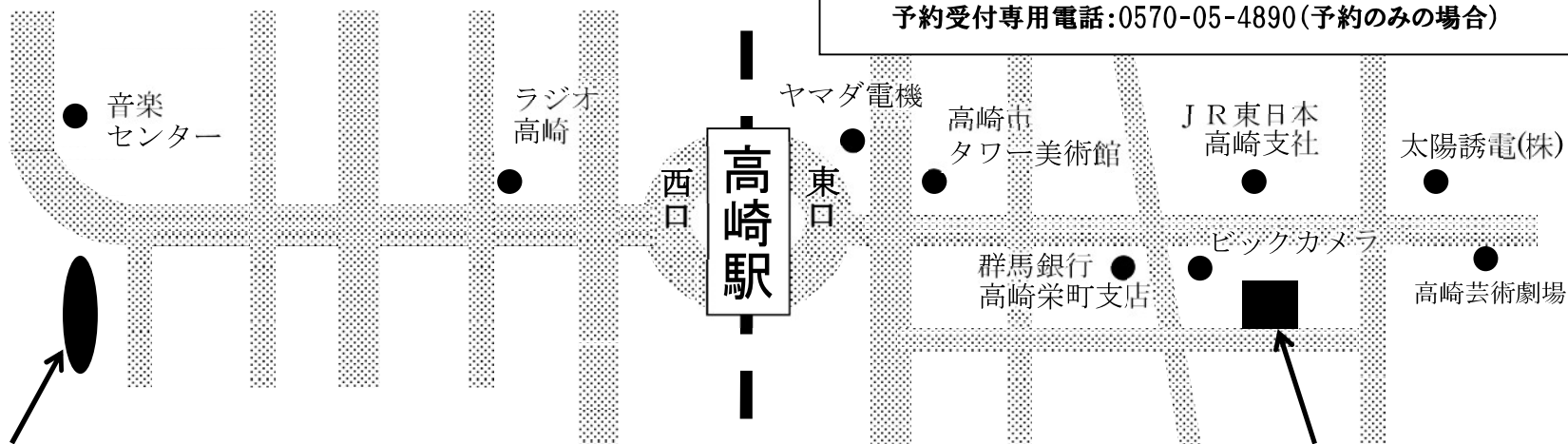


1 階案内図



2階案内図

案内図



高崎市役所

〒370-8501 高崎市高松町35番地1
保険年金課年金担当
電話:027-321-1238(直通)

高崎年金事務所の相談予約受付、請求書類等の
確認はこちら

日本年金機構ねんきんダイヤル

電話:0570-05-1165

*音声案内 0番 (源泉徴収票に関すること)

相談予約等それ以外の方は、そのままお待ちください。

問い合わせの際には基礎年金番号が必要になります。

予約受付専用電話:0570-05-4890(予約のみの場合)

日本年金機構高崎年金事務所

〒370-8567 高崎市栄町10番1号

窓口受付時間 8:30~17:15 平日(月曜~金曜)

時間延長 週初の開始日は 19:00 まで

週末相談 第2土曜 9:30~16:00

電話:027-322-4299